備考　表中の［　］の記載は注記である。

1. 用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横18.5cmとすること。
2. 各片は左端をのり付けその他の方法により接続すること。
3. 別紙第4号書式の備考4は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号書式の備考4中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号」と読み替えるものとする。
4. 第1片領収済通知書の中央上部欄の⑩欄から⑭欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理するために必要な項目として、「返納金額の読取りの際の補記に関する事項（⑪欄、⑫欄、⑬欄及び⑭欄）」、「基礎年金番号・年金コード（⑮欄）」及び「勘定コード（⑯欄）」をアラビア数字で記入すること。
5. 納入告知書として使用するときは「納付書」の文字を、納付書として使用するときは「納入告知書」の文字を抹消すること。
6. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。